

『論 説』

国際連合憲章第一章の注解

松 田 幹 夫

第二章 加盟国の地位

概 説

第三条 (原加盟国)

第四条 (加盟)

第五条 (権利と特権の停止)

第六条 (除名)

第二章 加盟国の地位

概説

いかなる国際機構にとつても、加盟国の地位という問題は、基本的に重要な問題である。国連にとつても、この問

題が重要であることは、原加盟国（第三条）の地位をめぐるハイ・レベルの交渉に反映した。また、この問題の重要性は、加盟（第四条）、権利と特権の停止（第五条）、除名（第六条）に関する決定が、いずれも、総会の三分の二の多数（第一八条二項）だけでなく、安保理事会の勧告に基づかなければならないと憲章が要求する点に強調されている。このことは、実際上、安保理事会の五常任理事国のどれかの意思に反しては、加盟国の地位に関する決定を下すことができないことを意味する。⁽¹⁾

新規加盟は、すでに数多く行なわれたが、権利と特権の停止も除名も、まだ行なわれたことがない（一〇〇九年現在）。脱退については、類似の例が、一九六五年、インドネシアに關して発生した。⁽²⁾

二 憲章は、脱退について規定しない。この点、連盟規約第一条三項は、「聯盟國ハ、二年ノ予告ヲ以テ聯盟ヲ脱退スルコトヲ得。但シ脱退ノ時迄ニ其ノ一切ノ國際上及本規約上ノ義務ハ履行セラレタルコトヲ要ス」と規定していた。そして、日本を含む一七カ国が、脱退した。⁽³⁾

また、国連の専門機関の基本条約の多くも、脱退についての規定をもつ。たとえば、ユネスコ憲章第二条六項は、「加盟国又は準加盟国は、事務局長にあてた通告により機関から脱退することができる。この通告は、それが行われた年の翌年の十二月三十一日に効力を生ずる」と規定する。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

ダンバートン・オーカス提案が脱退の問題について沈黙を守ったため、一九四五年のサンフランシスコ会議では、かえって、この問題について、種々の意見が出された。この問題を十分討議した後、第一委員会第二分科会は、脱退の条項は憲章に挿入されないが、その考えは次の文章に表明されるという意見に達した。⁽⁶⁾

(1) 分科会は、憲章には、この機構からの脱退を許可するとも、または、禁止するとも明白に規定するべきではないという見解を採択する。分科会は、加盟国となる国の最高の義務は、国際の平和および安全の保持のため、こ

の機構内で協力を継続することにあると考へる。しかしながら、加盟国が、例外的事情により脱退すること、ならびに、国際の平和および安全を維持する責任を他の加盟国にゆだねることを余儀なくされたと感じるのは、この機構内で協力を継続することをこの加盟国に強制するのは、この機構の目的ではない。

(2) この機構が、人類の希望を裏切り、平和を維持する能力がないことが判明するか、または、法と正義を犠牲にしてしか平和を維持する能力がないときは、脱退、または、この機構のなんらか他の形の解体が不可避となることは、とくに、明白である。

(3) 加盟国の権利および義務が、加盟国が同意せず、かつ、受諾することが不可能と認める憲章の改正によつて変更されるとき、または、総会もしくは全体会議において必要多数によつて正当に受諾された改正が、そのような改正を発効させるために必要な批准を確保することができないときは、加盟国は、この機構にとどまるよう拘束されないであろう。

(4) 分科会が、脱退をとくに禁止または許可する正式の条項を憲章に挿入するよう勧告することを差し控えることに決定したのは、これらの考慮による。⁽⁷⁾

こうして、結局、加盟国の脱退は認められる。連盟では、脱退は、二年の予告をもつて通告されたが、国連の場合、明文の規定がないから、予告期間をおく必要はない。⁽⁸⁾

三 新規加盟の問題と区別されなければならないのは、代表権の問題である。それは、「国際連合において一加盟国を代表する資格のある政府であると主張する当局が二以上あるとき」、どの当局が一加盟国を代表する資格のある政府であるかという問題である。

通例、代表権問題は、これといった困難を引き起こさない。なぜなら、加盟国政府が任命した代表の委任状が、

各機関で承認されるからである。しかし、加盟国政府であると主張する当局が、複数存在するとき、選択が行なわれなければならない。⁽¹⁰⁾

この種の問題は、サンフランシスコ会議においても生じたといえる。すなわち、ポーランドは、連合国宣言署名国であるにもかかわらず、承認されるべきポーランド政府について招請国が合意できなかつたため、同会議に参加するよう招請されなかつた。その後、合意が達成され、承認された政府を通じて、ポーランドは、原加盟国となつた。そして、代表権問題は、中華人民共和国外相が国連総会議長に宛てた一九四九年一一月一八日付電文の中で、国民政府代表団は「中国を代表することができず、中国国民のために発言する権利をもたない」と述べたとき、鋭い形で提起された。⁽¹¹⁾

しかし、代表権については、憲章に規定がないから、いまなお、次の二つの文書に依拠するほかないであろう。第一は、一九五〇年二月、国連における代表権問題の法的側面に関し、事務総長のために準備された覚書であり、第二は、同年一二月一四日、総会が採択した決議三九六（V）である。⁽¹²⁾

第一の事務総長覚書の要点は、次のようにある。代表権問題の根本的なむずかしさは、加盟国による承認問題とリンクされることにあるが、このリンクは、実際的観点からいえば不運であり、法理論の観点からいえば間違いである。加盟国は、自国が承認せず、または、外交関係をもたない政府の代表を受け入れるため投票できるが、そのような投票は、承認を意味しない。現政府に対抗して、革命政府が国を代表するものとしてあらわれる場合、問題は、これら二つの政府のどちらが、事実上、加盟国としての義務を履行するにさいして、資源を使用し、国民を指導する立場にあるかである。⁽¹³⁾

第二の総会決議三九六（V）の要点は、次のようである。国連において一加盟国を代表する資格のある政府であ

ると主張する当局が「以上あるべき」、いの問題は、憲章の目的および原則、ならびに、各場合の状況に照らして審議されるべきである。いの種の問題が生じたときは、総会、または、総会が会期中でないときは、中間委員会によつて審議されるべきである。総会または中間委員会によつてとられた態度は、国連の他の機関および専門機関において考慮されるべきである。⁽¹⁴⁾

- (1) L. M. Goodrich, E. Hambro and A. P. Simons *Charter of the United Nations* (1969) (以下“Goodrich et al”)¹⁵ 73.
- (2) 第四条注解を参照。
- (3) 高野雄一『国際組織法（新版）』（昭和五〇年）一九二一頁一八。
- (4) Goodrich et al 74 n 4
- (5) したがつて、一九八三年一一月一九日のアメリカの脱退通告は、翌八四年末に発効し、八四年一一月一〇日のイギリスの脱退通告は、翌八五年末に発効した。『わが外交の近況』昭和五九年版（第一一八号）七〇五ページ、昭和六〇年版（第一九号）六五八ページ。
- (6) *Documents of the United Nations Conference on International Organization* (以下“UNCIO") VII 327-328; いの意見に達するまでの背景については、広部和也「国際連合における脱退について」『国際通信に関する諸問題』（昭和五一九年）五七七ページ。
- (7) UNCIO VII 328-329; 諸文については、香西茂・安藤仁介編集代表「国際機構条約・資料集（第2版）」（平成一四年）五三ページを参考にした。
- (8) 芳賀四郎『国際連合憲章の解説』（昭和一六年）七一七ページ。
- (9) 総会決議三九六（V）の中の文書かし用。Yearbook of the United Nations (以下“YUN") 1950 435. 諸文については、香西・安藤編集代表・前掲・五三ページに準拠した。
- (10) L. M. Goodrich *The United Nations in a Changing World* (1974) 51.
- (11) Ibid 51-52; YUN 1950 421; ポーランド問題については、寺沢一「国連における中国代表権問題」『国際法と現代』（昭和四二年）八七一-一〇一ページ。安藤仁介「国際連合における中国

代表権問題 田岡良一選著『国際連合の研究』第11巻(昭和41年)八五一三三一ページ。

- (12) 岸川洋「国際連合加盟国代表問題の処理」『国際法外交雑誌』五二一巻五号(昭和18年)118頁。Goodrich et al 77-80.
(13) L.B. Sohn (ed) *Cases on United Nations Law* (1956) 76, 79.
(14) YUN 1950 435; 訳文については、香西・安藤編集代表・前掲・五二ページに準拠。」の決議の意義・背景については、寺沢・前掲・九二一九四ページを参照。

第三条 原加盟⁽¹⁾国

国際連合の原加盟国とは、サン・フランシスコにおける国際機構に関する連合国会議に参加した国又はそれによるものをいふ。

1 趣旨・目的

あとで述べるように、加盟国に関する規定が原加盟国のそれと新規加盟国との間に区別されたのは、サンフランシスコ会議においてであつたが、本条は、「原加盟国」とはなんであるかを定義した規定である。「原加盟国」は、「国際機構に関する連合国会議に参加した国」または「連合国宣言に署名した国」であり、原加盟国五ヵ国中五〇ヵ国は、前者でカバーされる。これに対し、後者に該当するのは、ポーランド一ヵ国であり、この語句は、サンフランシスコ会議に参加できなかつたポーランドを原加盟国とするために挿入された。⁽²⁾

同会議で、ソ連外相モロトフは、共通の敵に対する闘争にすべての努力を捧げた連合国の中で、ポーランドは名譽ある地位を占めるべきであると主張した⁽³⁾。また、同会議に出席しなかつたが、連合国宣言に署名した国を原加盟国とするため、法律家諮詢委員会(Advisory Committee of Jurists)も、本条の案を作成した⁽⁴⁾。

2 成立の経緯

一 枢軸国に敵対する戦争に参加した諸国が戦後の平和機構の核となるであろうことについては、なんの疑問もなかつた。加盟国の地位の問題が一九四四年のダンバートン・オーカス会議で初めて論議されたとき、ソ連は、同機構は連合国宣言署名国によつて構成されるべきであると提案した。同宣言の原署名国二六カ国の中には、アメリカ、ソ連、イギリス、中国のほか、コモンウェルスの構成国や中米のほんどの国などが、含まれていた。ダンバートン・オーカス会議までには、新しく九カ国⁽⁶⁾が、同宣言に加入した。しかしながら、同宣言に署名しないが、枢軸国との関係を断絶した諸国⁽⁷⁾が、多数残つていた。アメリカは、これら諸国を機構の原加盟国に含めたかった。この問題は、ソ連邦を構成する一六共和国のおのをおのをも原加盟国にせよというソ連の要求ともからんで、ダンバートン・オーカスでは解決されなかつた⁽⁸⁾。

一九四四年、ソ連は、憲法改正を行ない、「各共和国は、諸外国と直接関係を結び、これと協定を締結し、外交代表および領事を交換する権利をもつ」という規定を、第一八条^aとして採択した。この憲法改正について、モロトフは、国際的地位に徐々に接近していくたブリティッシュ・ドミニオンの例に従う準備をしたと説明した⁽⁹⁾。つまり、第一次大戦後のイギリスが、五ドミニオン、すなわち、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフ

リカ、アイルランド、および、植民地インドに外交主権を与え、「國際連盟その他の國際機構内で七国分の表決権を得たのに倣い」、国連で「ソ連の発言権を増そうとする意図に出た」⁽¹⁰⁾というわけである。もつとも、ドミニオンは、連盟においては、初期のころから、イギリスに反対して投票することをためらわなかつたから、普通に考えられるほど、イギリス本国に従属的ではなかつた。⁽¹¹⁾

それはともかく、ダンバートン・オーワーズ提案では、加盟国の地位に関しては、第三章に、次の二カ条があるだけであつた。「この機構の加盟国の地位は、すべての平和愛好国に開放されるべきである」⁽¹²⁾。

二 連合国宣言にすでに署名していた諸国、および、一九四五年三月一日までに共通の敵に戦争宣言した諸国に對しサンフランシスコ會議への招請を發すべきであるという合意が達成されたのは、一九四五年二月のヤルタ會議においてであつた。⁽¹³⁾ ただ、アメリカは、連合国とは考えられないという理由で、アルゼンチンに関して留保した。イギリスは、アイルランドに関して留保したが、それは、アイルランドが参戦しそうでなかつたからであろう。ドイツ占領から解放されそうであつたデンマークに対し、新機構に参加する機会を与えることも、合意された。⁽¹⁴⁾

一方、一六共和国のおのをおのを初めからの加盟国にせよというソ連の要求は、どうなつたであろうか。ヤルタ会談では、ソ連は、さすがにこの要求を撤回し、白ロシア（現ベラルーシ）、ウクライナ、リトアニアの三共和国、とりわけ前二者を加盟させてほしいという希望を、モロトフが表明した。コモンウェルスの全構成国、および、当時まだ独立国でなかつたインドの加盟を望んでいたイギリス外相イーデンは、白ロシアおよびウクライナの加盟に賛成した。スターインは、これら二共和国の加盟により、ソ連は三票を得ることになるから、アメリカにも三票を認めていいと述べた。ルーズベルトがチャーチルの意見を求めたところ、チャーチルは、賛成した。⁽¹⁵⁾

三 米州六カ国は、ヤルタで設定されたデッドラインの前に、連合国宣言に署名した。中東五カ国も、同宣言に

加入了した。フランスは、ヤルタ会談の前に、同宣言に署名していた。こうして、サンフランシスコ会議当時、四十七カ国が、ヤルタで合意された条件、すなわち、連合国宣言署名を行なつていた。⁽¹⁸⁾ ヤルタでの決定に基づき、アメリカ、ソ連、イギリス、中国が招請国となつて、サンフランシスコ会議への招請状を発したのは、一九四五年三月五日であった。⁽¹⁹⁾

しかし、同宣言の原署名国であるポーランドを同会議に招請することは、不可能であった。なぜなら、ポーランド臨時政府の成立をめぐつて、大国の意見が分裂したからである。⁽²⁰⁾ すなわち、ヤルタ会談当时、ポーランドには、二つの権力があつた。一つは、ロンドン亡命政府であり、もう一つは、ポーランド国内のいわゆるルブリン委員会であつた。ルブリン委員会は、ヤルタ会談の前、一九四四年一二月三一日に臨時政府を名乗つた。ソ連が一九四五年一月四日にこれを承認すると、チャーチルは、ルーズベルトをさしつて、スターリンの行き過ぎに抗議した。結局、ヤルタ会談では、次のように合意された。いま、ポーランドで機能している臨時政府は、ポーランド内外の民主的指導者を含め、もっと広い民主的基礎の上で、再組織されるべきである。この新政府は、ポーランド举国一致臨時政府と呼ばれる。⁽²¹⁾

サンフランシスコでは、モロトフは、ポーランド臨時政府の招請を主張した。しかるに、ステッティニアス国務長官は、ヤルタでの決定に基づくポーランド新政府が設立されないならば、モロトフ案を受け入れることはできないと反対した。イギリスの立場はアメリカと同一であると、イーデンは述べた。四月二七日、サンフランシスコ会議は、次のような決議を採択した。連合国政府は、ポーランド人民に同情および賞賛を表明し、招請国によつて承認されるようなポーランド政府の設立が、なるべく早くポーランド代表のサンフランシスコ会議参加を可能にすることを希望する。⁽²²⁾

四 サンフランシスコ会議は、二つの重要な参加問題に直面した。その第一は、ソ連が、白ロシアおよびウクライナは原加盟国となるのみならず、同会議に招請されるべきであると主張したことである。⁽²³⁾ これら二共和国が原加盟国となる件について、モロトフは、この件がヤルタ会談で決定すべきであること、ドイツがこの二共和国を侵略することによって、ソ連への攻撃を開始したこと、侵略という大きな負担に耐えたのが二共和国であったことを指摘した。二共和国が原加盟国となる件が承認されると、モロトフは、同会議に招請されるべきであるとする二共和国の要請を受け入れるよう求め、この件も承認された。⁽²⁴⁾ なお、アメリカは、三票を要求することを自発的に放棄した。⁽²⁵⁾

サンフランシスコ会議が直面した第二の問題は、アルゼンチン招請問題である。同会議に先行する米州諸国との交渉において、アメリカは、若干不本意ながら、アルゼンチン加盟に同意した。アルゼンチンが、三月二七日、枢軸国に戦争宣言した後も、アメリカは、アルゼンチンによる連合国宣言署名を後押しする意思はなかった。しかし、ついに、アメリカは、アルゼンチンはサンフランシスコ会議に招請されるべきであるという点で、米州諸国と一致した。⁽²⁶⁾

アメリカがアルゼンチンの招請に積極的でなかつた理由として、アルゼンチンで枢軸国への同情者が幅をきかしていったこと、一九四四年一月まで枢軸国外交官を保護し続けていたことなどが、考えられる。⁽²⁷⁾ そこで、サンフランシスコで、モロトフは、ハルが国務長官在任中にアルゼンチンを西半球における「ファシスト運動のための本部」としての焼印を押した発言を引用して、アルゼンチン招請を延期すべきであると主張した。これに対し、米州諸国は、アルゼンチンを弁護した。たとえば、コロンビアは、モロトフが引用したハル発言は事実であるが、それは過去の問題であり、われわれは、アルゼンチン問題を検討するにさいし、中立国としてでなく、枢軸国に戦争宣言し

た国家として処理していると論じた。⁽²⁸⁾ そして、いまや、アメリカは、米州という隣人の好意と支持を買う必要があつた。ステッティニアスは、米州諸国と協力して、モロトフを押ししきつた。⁽²⁹⁾

サンフランシスコ会議の初期の段階で、デンマークは、「オブザーバー」として出席していた。その後、五月四日、ドイツ軍降伏のニュースが放送され、六日、連合軍が、コペンハーゲンにはいった。一九四三年八月二九日に解散されたままであつた議会が召集されたのは、九日であった。⁽³⁰⁾ 六月五日、デンマークは、サンフランシスコ会議に正式に参加するよう招請された。⁽³¹⁾

要するに、連合国宣言に署名したのは、四七カ国であった。ポーランドを除く四六カ国は、初めから同会議に参加した。同会議招集後、同宣言未署名国のアルゼンチン、白ロシア、ウクライナ、デンマークが招請されたので、同会議に参加し、憲章に署名した国は、五〇カ国に達した。承認されるべき政府について、アメリカ、ソ連、イギリスが合意した後、一〇月一五日、ポーランドは、憲章に署名した。結局、五一カ国が憲章に署名し、これを批准して、本条でいう「原加盟国」となつた。⁽³²⁾

五 加盟国 地位について、ダンバートン・オーカス提案が第三章に一つの条文をおいただけであることは、すでに述べたが、憲章は、第一二章に四つの条文をおいている。加盟国 地位に関する規定を起草する作業は、サンフランシスコでは、第一委員会第二分科会に割り当てられた。同分科会は、原加盟国がこの機構に参加するのは当然であるが、将来の加盟国の参加は若干の条件の履行にかかるといふ考えに基づいて、加盟国を原加盟国と新規加盟国に区別し、原加盟国については、次の案を設けた。「この機構の当初の加盟国 (initial members) は、憲章の署名国である」。⁽³³⁾

ここで気がつくのは、ダンバートン・オーカス提案で使われていた「平和愛好国」の用語が消えて、新規加盟の

条件になつたことである。「平和愛好国」は、モスクワ宣言以来、連合国が連合国自身のために使つてきた用語であるが、原加盟国が「平和愛好国」であることは、あまりにも自明の理であるとして省略された。⁽³⁴⁾

そして、このような諸国だけが原加盟国になり、枢軸国はもちろん、中立国も原加盟国になることができなかつた。この点は、第一次大戦の戦勝国のほか、中立国をも原連盟国とした国際連盟の場合と相違する。⁽³⁵⁾ なお、連盟の原連盟国として予定された戦勝国三二カ国および中立国一二二カ国の名は、連盟規約付属書に列記された。⁽³⁶⁾ サンフランシスコでは、法律家諮詢委員会で、原加盟国を憲章前文に列記する案、または、連盟規約と同様、付属書に列記する案が出されたが、いずれも採用されなかつた。⁽³⁷⁾

3 解釈・運用の実際

一 連盟規約第一条一項の“original Members”は、公式には「原聯盟国」と訳された。この先例に従うと、本条の“original Members”は、「原連合国」と訳すのが、妥当なようであり、現に横田博士はそう訳した。⁽³⁸⁾ しかし、本条の場合、公式には「原加盟国」と訳された。

もともと、日本では、「連合国」は、「反枢軸国」を指した。しかるに、国連は、反枢軸国だけの機構ではない。枢軸国も中立国も、第四条所定の手続を踏んで国連に加盟できる。したがつて、「連合国」の語を、原加盟国に使うのは適切であるとしても、新規加盟国に使うのは適切ではない。その意味では、「原連合国」より「原加盟国」のほうが、妥当である。⁽³⁹⁾

二 “United Nations”的語があらわれるのは、連合国宣言であるが、同宣言において、連合国は、大西洋憲章と

して知られる一九四一年八月一四日の英米共同宣言に賛意を表した。そして、①日独伊三国条約の当事国およびそれに加入する国家に対し軍事的または経済的な全部の資源を投入して戦うこと、②敵国と単独の休戦または講和を行なわないことを誓約した。“United Nations”は、ルーズベルトが思いついた言葉であり、サンフランシスコ会議は、彼の功績を思い起こし、彼に捧げる手向けとして、これを新しい国際機構の名称に採用した。⁽⁴⁰⁾

三 本条は、原加盟国を「国（states）」と表現するが、それでは、白ロシアおよびウクライナも、「国」とみていいのであろうか。サンフランシスコで、モロトフは、ソ連邦構成各共和国は「主権國家」であり、白ロシアおよびウクライナ最高会議が採択した決定は、条約を締結し、国際会議に参加し、外国とのあいだに外交関係を開設する権利をこれら共和国に与えると述べた⁽⁴¹⁾。しかし、白ロシアおよびウクライナの国家性については、疑問が多い。⁽⁴²⁾これら二共和国が原加盟国となつたのは、前に述べたように、第一次大戦終結時における政治的妥協のためであり、二共和国が法的に「国」と認定されたからではない。

サンフランシスコ会議参加国の中には、「国」という語句で連想される程度の独立性をもたない団体が、ほかにもあった。すなわち、フィリピンは、一九四六年七月四日まで完全独立を達成しなかつた。イギリスからインドへの主権の最終移転がなされたのは、一九四七年八月一五日であった。シリアおよびレバノンの地位も、若干あいまいであった。委任統治制度下におかれていた両地域が宣言した独立は、一般に承認されていた。しかし、シリアおよびレバノンが原加盟国となつた当時、受任国フランスとの最終的な取極は完成しておらず、フランスの承認を得て、サンフランシスコ会議に出席した。そこで、同会議では、第三条から“states”的語を除去することと、“states”の代わりに“nations”を使うことなど、種々の案が示されたが、同会議のすべての参加国は、その地位にかかりなく、「原加盟国」となるという了解のもとで、“states”的語を使うことが、決定された。⁽⁴³⁾

四 原加盟国は憲章第一一〇条一項に従つて憲章を批准するが、同条三項によれば、憲章が発効するためには、五大国、および、その他の署名国の過半数が批准書を寄託しなければならない。それは、五大国、および、他の四六署名国の過半数一四カ国、計二九カ国による批准書寄託を意味する。それが実現したのは、一九四五五年一〇月二四日であった。その後も、批准書寄託は進み、最後の五一一番目の国（ベルギー）が批准書を寄託したのは、同年一二月二七日であった。⁽⁴⁴⁾

五 一九五八年三月七日、国連事務総長は、アラブ連合共和国外務省からの二通の公文を国連全加盟国および国連全機関に通知した。二月二四日付の第一の公文において、アラブ連合外相は、二月二二日にエジプトおよびシリアで行なわれた国民投票の結果、アラブ連合共和国が成立したと、事務総長に通告した。三月一日付の第二の公文において、アラブ連合共和国政府は、アラブ連合が今後国連の单一の加盟国となると述べた。⁽⁴⁵⁾ このように、原加盟国である複数国家が合併した場合、新規加盟の手続は必要でなく、通告だけで加盟国の地位を認められる。

その後、アラブ連合は解体したが、一九六一年一〇月八日、国連総会議長は、シリアの首相および外相から次のような電報を受けとった。すなわち、シリアは原加盟国であり、アラブ連合共和国の名のもとにおいても、その加盟国の地位を継続させた。独立国としての地位を回復するにあたり、シリア政府は、シリアの加盟国の地位も回復することに国連がテイク・ノートすることを要請する名誉をもつ。このような電報を受けとった総会議長が多数の代表団と協議したところ、シリアは原加盟国として総会に代表を送る権利を認められるというのが、一般的の見解であり、実際にシリア代表団は総会の議席についた。⁽⁴⁶⁾ こうして、原加盟国であったという理由で、やはり新規加盟の手続きを経ることなく、シリアは、加盟国の地位を回復した。

サンフランシスコ会議に招請されるためには、「一九四五五年三月一日までに共通の敵に戦争宣言」することとい

う条件が、ヤルタ会談で合意されたが、ソ連は「共通の敵」とは、日本およびドイツを指す。ソ連は、ヤルタ会談後、にわかに日本およびドイツに戦争宣言した国家として、チリ、エジプト、エクアドル、イラン、パラグアイ、ペルー、トルコ、ベネズエラ、ウルグアイ九カ国が、あげられる。⁽⁴⁷⁾

- (1) 条文見出しなどは、奥脇直也編集代表『国際条約集』(昭和九年版)に準拠した。
- (2) 高野雄一『国際組織法(新版)』(昭和五〇年)一五八ページ。
- (3) UNCIO I 346.
- (4) UNCIO XM 431-432.
- (5) オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、コスタリカ、キューバ、エジプト、ニカラグア共和国、エルサルバドル、ギリシャ、クアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、インド、ルクセンブルク、オランダ、リヒテンシュタイン、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、ボーランド、南アフリカ、ソ連、イギリス、アメリカ、ヌエバ。R. B. Russell *A History of the United Nations Charter* (1958) 508.
- (6) ボリビア、ブルジル、クロンジア、エチオピア、エチオピア、イラク、リベリア、メキシコ、トイコペルハ。Russell *op cit* 508.
- (7) チリ、エクアドル、巴拉グアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ、エジプト、アイスラーム、フランス臨時政府(ただし、一九四五年一月一日、宣誓に署名)。Russell *op cit* 508.
- (8) Goodrich et al 81-82.
- (9) Russell *op cit* 533, 535; たゞ、第一八条aの訳文は、高沢俊義編『世界憲法集』(昭和四九年) 1111-1112頁。
- (10) 田嶋誠一『国際法講義上巻』(昭和三四年) 171-172頁注四。
- (11) A. B. Keith "The International Status of the Dominions" *Journal of Comparative Legislation and International Law* 5 (1923) 164-165; ベーハバム、アメリカ人は「ノーノン」が独立国である、これがソ連は違った見解をもつたが、ハービートの共和国は「ソ連」が、それが當時はあらねじとを知りてゐる述べた。J. F. Byrnes *Speaking Frankly* (1947) 40.
- (12) YUN 1946-475.

- (13) Goodrich et al 82–83; 「[1]戸 1 戸」 ふるは田村は、ルーズベルト大統領のやるやかな解決いた。Byrnes op cit 39.
- (14) Russell op cit 538.
- (15) Byrnes op cit 39–41.
- (16) ハクトン、ブルー、チリ、パラグアイ、ペネズエラ、カルグアイ。YUN 1946–47 2.
- (17) ネル、ハンドル、チャシトランジア、シリア、ノバーナ。YUN 1946–47 2.
- (18) Goodrich et al 83.
- (19) F. H. Hartmann *Basic Documents of International Relations* (1951) 169–171.
- (20) Goodrich et al 83.
- (21) 藤村信『ヤルタ戦後史の起止』(昭和60年) 1117頁一〇以降。Hartmann op cit 176.
- (22) UNCIO V 93, 118; 高坂正義「国際連合の成立」田嶋良一編『国際連合の研究』第1巻(昭和17年) 四ページ以下。
- (23) Goodrich et al 83–84.
- (24) UNCIO I 344 and *idem* V 90–92.
- (25) 横田憲二郎『国際連合』(昭和31年) 九四ページ。アルジャー・レス(ダンバーーン・オーケス会議事務長)の回顧談によれば、「米代表団はアラスカとハワイを加える準備をした。だが、国内の孤立主義風潮を考慮して、いちから取り下さだ」『朝日新聞』昭和60年4月11日。
- (26) Goodrich et al 84.
- (27) J. W. Pratt *A History of United States Foreign Policy* (1965) 418, 419.
- (28) UNCIO I 345, 348, 349.
- (29) L. A. Rose *After Yalta* (1973) 29–30; Russell op cit 637–639; 高坂・前掲・五一六ページ。
- (30) 皆田龍次『國の戦争と外交』(昭和20年) 11冊目、11冊目最後ページ。
- (31) Goodrich et al 84.
- (32) Ibid 9 n 21 and 84.
- (33) YUN 1946–47 20; UNCIO VII 324, 325. ハルハ・チル、シエラ＝ヌエーラ・コホト共編(中原喜一郎・齋藤恵彦監訳)『ノ

マンテール国際連合憲章」上(平成五年)(以下『コマンテール』)「国際連合憲章」。

(34) 横田喜三郎『国際聯合の研究』(昭和二〇年)七八ページ注(1)によれば、「原聯合国は戦争中の聯合国であり、かねて平和愛好国と称しておたかひ、聯合国となる要件として、かねてよりの言葉を用ひる必要がなかつた」。

(35) 高野・前掲・一五九、一六〇ページ注(1) (1)。

(36) C. Parry (ed) *The Consolidated Treaty Series* 225 (1981) 205.

(37) UNGCIO VII 431, 432.

(38) 横田喜三郎『国際法』(昭和五八年)四九ページ。

(39) など、田園・前掲・一〇〇回「シンド使われる記語は、『原組成国』である。

(40) YUN 1946-47 1; 横田『国際聯合』一六一一七ページ。ルーズベルトが思ひの通り、チャーチルが即座に賛成した経緯に、ふりて、ヒューネル・ハル(畠地健次郎訳)『ハル回顧録』(平成二〇年)一一一五一一一六ページ。

(41) UNGCIO V 90-91.

(42) たゞやが、寺沢一「現代における国家体制」「現代の国家」(昭和二九年)一一〇、一一五ページ。高野雄一『全訂新版国際法概論上』(昭和六〇年)一一六一一七ページ。

(43) Goodrich et al 85; 田園良一『国際連合憲章の研究』(昭和二四年)一七ページ。B. Simuna (ed) *The Charter of the United Nations: A Commentary* (1994) (以下“Simma”) 156-157.

(44) YUN 1946-47 34.

(45) *Repertory Supplement* No 2 vol I 183.

(46) *Ibid* No 3 vol I 180.

(47) 横田『国際聯合の研究』四五ページ注(1)。

第四節 加盟

1 国際連合における加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によるものの義務を履行

する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国に開放されている。

2 前記の国が国際連合加盟国となることの承認は、安全保障理事会の勧告に基いて、総会の決定によつて行われる。

1 趣旨・目的

第三条は、第二次大戦の連合国に原加盟国としての地位を認めた。これに対し、本条は、それ以外の国、すなわち、第二次大戦の枢軸国・中立国、新独立国に加盟の機会を与える条文であつて、その一項は、加盟の実質的条件を規定し、二項は、形式的条件を規定する。あとで述べるように、サンフランシスコ会議で、ウルグアイその他は、無条件加盟を主張した。しかし、そのような主張は、しりぞけられた。⁽¹⁾

条約の分類として、開放条約と閉鎖条約の区別があげられる。憲章は、原加盟国以外の第三国の加入を予定している点では、開放条約である。しかし、第三国の方的意志での加入を認めず、安保理事会の勧告および総会の決定を要求する。その意味で、憲章は、条件付き開放条約である。⁽²⁾

2 成立の経緯

— 加盟国的地位に関して、ダンバートン・オーラム提案は、第三章に一つの条文をおいただけであった。しかし、サンフランシスコ会議で、加盟国地位に関する規定を起草する作業を割り当てられた第一委員会第一分科会

は、加盟国を原加盟国と新規加盟国に区別した。そして、後者について、次の案を提出した。「この機構の加盟国の地位は、憲章に掲げられる義務を受諾し、かつ、この機構によつてそれらを履行する能力および用意 (ready) があると認められるすべての平和愛好国に開放されている」⁽³⁾。同分科会の報告によれば、この区別は、将来の加盟国に対するいかなる差別をも意味しない。⁽⁴⁾

ウルグアイその他若干の諸国は、機構の普遍性という原則に忠実であるならば、すべての団体が加盟国であるべきであるという立場をとつた。しかし、他の諸国は、この意味での普遍性は田指すべし理想としては適当であるが、直ちに実現しようとするのは実際的ではないと考えた。⁽⁵⁾

ダنبートン・オーカス提案第三章にあつた「すべての平和愛好国」という言葉は残されたが、加盟国の地位の条件は、詳細になつた。ここで、永世中立に関するフランスの修正案について言及すると、フランスは、永世中立はこの機構における加盟国の中立と両立しないと主張した。もし両立するとすれば、永世中立国は、憲章のもつとも重要な義務の若干、とくに、侵略国を撃退または制裁するさいに援助を与えるべき義務を遂行できないことになる。第二分科会は、両立しないことが、憲章の中で明白に述べられるべきであるならば、第一章(ダنبートン・オーカス提案)で考慮されなければならないと考え、そこで、フランスの修正案を第一委員会第一分科会に送つた。⁽⁶⁾

また、新加盟国の加盟承認に関し、次の解釈的注釈 (interpretative commentary) を、第二分科会は勧告し、第一委員会および本会議は、承認した。それは、もともと、一九四五年六月一九日にメキシコによつて提案され、オーストラリアなど九カ国によつて支持された。「第三章二項(憲章第四条)は、連合国に対し戦争を行なつた国に属する軍事力の援助によりその政府を樹立した国には、その政府が権力を有する限り、適用できない」というの

が、メキシコ代表団の了解である」。メキシコは、これはこの機構からスペインを排除することをおもな目的として説明した。⁽⁷⁾

二 ダンバートン・オーカス提案第五章B節二項は、新規加盟国の加盟承認手続を次のとおり規定した。「総会は、安全保障理事会の勧告に基づいて、この機構の新加盟国を承認する権限を与えるべきである」。⁽⁸⁾ したがって、ダンバートン・オーカス提案では、加盟承認に拒否権が行使されることが、確実であった。しかし、サンフランシスコでは、総会のみによる加盟承認を希望する国が、多かつた。アメリカは、一時、拒否権が行使されない加盟承認に賛成したが、結局、大国は、ダンバートン・オーカス提案を支持する線で固まつた。⁽⁹⁾

サンフランシスコ会議における第二委員会第一分科会の勧告によれば、「憲章の目的は、主として、今次戦争の再発に対し安全保障を与えることであり、それゆえ、安全保障理事会が新参加国を提案する最初の責任を引き受けるべきである」。しかし、本条二項は、新加盟国の加盟を承認せよという勧告、または、加盟を承認すべきでないという勧告を受諾または拒否する総会の権利を弱めるものではないことが、了解された。⁽¹⁰⁾

3 解釈・運用の実際

一本条一項に規定される加盟の実質的条件を、便宜上、次の四つに分けて検討する。第一に、「この憲章に掲げる義務を受諾」すること。第二に、「この義務を履行する能力及び意思がある」こと。第三に、「平和愛好」であること。第四に、「国」であることである。連盟規約第一条二項但し書きは、加盟の実質的条件として、国際義務遵守の誠意の保障および軍備縮小の準則の受諾を規定していた。

(1) 第一の条件が満たされるかどうかは、客観的に確認される。なぜなら、安保理事会仮手続規則五八は、加盟申請には、申請国が「憲章に掲げる義務を受諾する旨の正式の書式による宣言を添付しなければならない」と規定し、総会手続規則一三四も、同様に規定するからである。当初は、加盟申請には憲章義務の「受諾の用意の宣言」を付すものとされ、総会による加盟承認後、改めて憲章義務受諾宣言を提出しなければならなかつた。それが一九四七年に改正され、以後、憲章義務受諾は、加盟申請受理の要件となつた。⁽¹¹⁾

国連は、「共同の利益の場合を除く外は武力を用いないこと」（憲章前文）、いいかえると、集団的行動のために武力を用いることを予定して組織された。サンフランシスコでフランスが永世中立と加盟国の地位とが両立しないと主張したことは、さきに述べたが、少なくとも当時、永世中立を保持しながら、国連加盟を推進したスイスの態度は、否定的にとらえられていた。しかしながら、オーストリアは、一九五五年一〇月の連邦憲法法規によつて中立を宣言し、一一月に諸外国にこれを通告して承認を求めた後、一二月に国連に加盟した。国連では、オーストリアの永世中立について、なんの討議もなされなかつた。また、国連加盟国ラオスについては、一九六二年のジュネーブ協定により永世中立が認められた。安保理事会が強制措置を決定する実際上の可能性がほとんどないという事情が、永世中立国の国連加盟および国連加盟国の中立を実現させたのであろう。⁽¹²⁾したがつて、スイスの国連加盟も全く可能性がないわけではないといわれたが、現に一〇〇一年、スイスは、国連加盟を果たした。

(2) 第一の条件に対し、第一から第四までの条件が満たされるかどうかは、客観的に確認されない。加盟申請国が、憲章に掲げる義務を履行する能力および意思があるかどうかの問題に対する回答は、安保理事会および総会の判断に依存する。

本条一項の言葉遣いによれば、「この機構によつて……認められる」、すなわち、"安保理事会および総会によつ

て……認められる』は、申請国が憲章に掲げる義務を履行する能力および意思があるかどうかの問題にのみ関連するようである。しかし、申請国が平和愛好国であるかどうか、「この機構によつて……認められる」。なぜなら、安保理事会仮手続規則六〇は、「安全保障理事会は、申請国が平和愛好国であり、かつ憲章に掲げる義務を履行する能力及び意思を有していると認めるかどうか」を決定しなければならないと規定し、総会手続規則一三七も、同様に規定するからである。⁽¹⁴⁾

(3) 「平和愛好」という言葉の意味は、非常に漠然としている。「平和愛好国」は、モスクワ宣言以来、連合国が連合国自身のために使つてきた用語であり、ダンバートン・オーランズ提案第三章に残されていて、サンフランシスコ会議で加盟国の地位に関する規定が原加盟国と新規加盟国に分けられたさい、後者にのみとどめられた。したがつて、第三条に「平和愛好」の形容詞が使われていなくても、すべての原加盟国も「平和愛好」であることには、本条一項が「他の」すべての平和愛好国と表現しているところからも肯定される。⁽¹⁵⁾

前記のように、メキシコは、サンフランシスコで、スペインを排除するための解釈的注釈を提案したが、これは、スペイン加盟を阻止する考え方で、「平和愛好」条項を解釈したケースであった。その後、一九四五年七月一日から八月二日まで開催されたポツダム会談において、アメリカ、ソ連、イギリスは、「現在のスペイン政府によって提出されるいかなる加盟申請にも賛成しない」ことを確認した。⁽¹⁶⁾そして、国連総会は、一九四六年二月九日、国連加盟国とスペインの関係について、パナマ提案の決議三一（I）を採択したが、これは、メキシコ提案の解釈的注釈およびポツダム協定を再確認する内容をもつた。さらに、国連総会は、同年一二月一二日の決議三九（I）において、スペインが専門機関から締め出されること、ならびに、国連加盟国がマドリードから大使および公使を召還することを勧告した。⁽¹⁸⁾

しかしながら、大使および公使の召還を勧告した決議三九（I）は、国内事項への干渉を構成するのではないかといった疑念が、その後、国連で表明されるようになつた。そこで、一九五〇年一月四日に採択された総会決議三八六（V）は、次のように述べて、総会の態度の変化を示した。「ある政府と外交関係を開設し、大使および公使を交換することは、その政府の国内政策についてのなんらかの判断を意味しない」。専門機関は、「性格上、技術的かつ大いに非政治的である」。したがつて、「マドリードからの大使および公使の召還のための勧告」、ならびに、専門機関から「スペインを締め出すために意図された勧告を無効にすること」を決議する。⁽¹⁹⁾こうして、ついに五年、スペインは、国連加盟を達成するに至つた。

(4) 「国」のみが国連加盟国となり得ることは、第三条においても規定された。この点、連盟規約第一条二項は、「国」のほかに、「領地又ハ殖民地ニシテ完全ナル自治ヲ有スルモノ」にも、加盟の機会を与えていた。同条項がこのように規定したのは、原連盟国の中に、「領地」すなわちドミニオンとして、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、ニュージーランド、「殖民地」としてインドが含まれていたので、これらとバランスをとるためであつた。⁽²⁰⁾

憲章は、この「国」について、なんの定義も与えていない。問題は、連邦構成国、従属国など、限定的な自治しか享有しない団体が国とみなされるかどうかであるが、憲章のもとで義務を負うためには、軍事的分野を含むあらゆる分野で自治的であるべきであると解するのが、自然である。そうすると、連邦構成国、従属国などは、排除されることになろう。しかし、このような解釈は、原加盟国の中の白ロシア、ウクライナなどに注目するとき、ほとんど成立しない。⁽²¹⁾

また、一九三三年の「国の権利および義務に関する条約」第一条によれば、「明確な領域」は、「永続的住民」、

「政府」、「他国と関係を取り結ぶ能力」とともに、国を構成する要素とされるが、一九四九年、イスラエルが国連に加盟したとき、その国境は、まだ、画定されていなかつた。事実、イスラエルの国連加盟申請をめぐる論議の多くは、イスラエルが「明確な領域」という条件を満たしているかどうかの疑問から発した。アラブ諸国は、イスラエルの国境が争われているから、その国家性は否定されなければならないと主張した。しかしに、他の諸国は、領域の条件をより自由に解釈し、一九四七年一一月二九日の総会決議一八一（II）も、イスラエルの領域画定に関する詳細が未解決のままであるのは、重要でないとした。⁽²²⁾ このように、原加盟国、新規加盟国を問わず、「国」のみが国連加盟国となるという考え方たは、それほど厳格に適用されたことがなかつた。⁽²³⁾

ところで、未承認国が国連加盟を承認された場合、それは、その国をまだ承認していない加盟国による默示的承認とみなされるであろうか。このことは、たとえば、一九七一年一〇月二十五日の国連総会で中国代表権が認められたような場合には、政府承認との関係で問題になる。つまり、ある政府が国連での代表権を認められると、それが、その政府をまだ承認していない加盟国による政府承認とみなされるかどうかということである。⁽²⁴⁾

肯定説によれば、憲章第一条一項などにより、国連加盟国相互間には一般国際法の妥当が、前提とされている。したがつて、加盟または代表権に賛成した加盟国は、不承認の意思を表明しない限り、未承認国または未承認政府を承認したことになるし、反対または棄権した加盟国も、不承認の意思を表明しない限り、やはり、未承認国または未承認政府を承認したことになる。⁽²⁵⁾

しかし、国連の実行で採用されているのは、否定説である。すなわち、一九五〇年一月、国連における代表権問題の法的側面に關し、事務総長のために準備された覚書は、次のように述べた。国家または政府の承認が個別的行为であるのに対し、加盟または代表権の承認は集団的行為であるから、両者は本質的に異なつており、加盟または

代表権の承認は、国家または政府の承認を意味しない⁽²⁶⁾。

すでに連盟時代においても、連盟による加盟承認は、連盟国による承認を必ずしも意味しないという原則が、確立していた。たとえば、アルゼンチン、ベルギー、スイスは、五年間、ソ連と同時に連盟国であったが、それぞれの二国間関係においては、ソ連を承認していなかつた。そして、このような原則は、いまや、国際法の慣習規則になつたといつてもさしつかえない⁽²⁷⁾。

(5) 一九四七年九月、ポーランドは、安保理事会において、ハンガリー、イタリア、ルーマニア、ブルガリア、フィンランドの加盟を総会に勧告せよとの決議案を提出した。ポーランドおよびソ連が一括加盟を主張したのに対し、オーストラリア、アメリカ、イギリスは、個別的に取り扱われるべきであると主張した。理事会が個別投票を行なつた結果、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアは、可決に必要な七理事国（当時）の賛成を得ず、イタリア、フィンランドは、ソ連によつて拒否権を行使され、いずれも否決された⁽²⁸⁾。

そこで、国連総会は、同年一一月一七日の総会決議一二三B（II）という形で、次のような問題について勧告的意見を与えるよう国際司法裁判所に要請した。すなわち、国連加盟国は、第四条一項に明示的に規定されていない条件をもつて、ある国の加盟に同意することができるか。とくに、第四条一項に規定される条件が、申請国によって満たされていることを承認するにもかかわらず、その申請国とともに他の国を加盟させるとする追加条件にその賛成投票を従わせることができるか⁽²⁹⁾。

これに対し、裁判所は、翌年五月二八日、勧告的意見を出し、次のような否定的回答を与えた。すなわち、言葉の自然な意味は、第四条一項の条件が網羅的列举を構成していて、指針ではないとの結論に導く。もし他の条件が要求されるならば、第四条一項は、その意義および重要性を失うであろう。ある申請国の加盟承認を他の国の加盟

承認に従わることは、新しい条件を構成するため、許容できない。第四条は、加盟申請が、別々に、かつ、それ自身の価値に基づいて投票されるべきことを意味する。⁽³⁰⁾

二 本条二項が規定する「安全保障理事会の勧告」は、「常任理事国の同意投票を含む九理事国賛成投票」によって行なわれ（第二七条三項）、「総会の決定」は、「出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数」によって行なわれる（第一八条二項）。安保理事会と総会それぞれに認められる二つの表決方法のうち、どちらにおいても、厳重な方法が適用される。この点、連盟規約第一条二項は、総会の三分の二の多数だけで加盟承認を決めていた。また、連盟は、正規の申請による加盟のほか、手続的に簡単な「招請による加盟」を慣習的に認めていたから、国連のほうが加盟は容易でないといえる。⁽³¹⁾

加盟申請が総会の決定によって承認された日に、申請国は、国連加盟国となる。なぜなら、総会手続規則一三八が、次とのおり規定するからである。「加盟が申請された場合には、加盟は、総会がその申請について決定を行つた日に効力を生ずる」。⁽³²⁾

一九四八年の勧告的意見が出たにもかかわらず、加盟問題は、容易に進展しなかった。そこで、国連総会は、一九四九年一月二二日の総会決議一九六（IV）という形で、安保理事会が加盟について勧告をしないとき、総会の決定によつて加盟を承認できるかという問題について勧告的意見を与えるよう国際司法裁判所に要請した。これに対し、翌年三月三日、裁判所は、加盟承認を行なうためには、安保理事会の勧告および総会の決定という二つの手続が必要であり、しかも、勧告は決定の前提条件であるという意見を与えた。⁽³³⁾

三 独立を達成する前に原加盟国となつていていたインドが、一九四七年、インドとパキスタンに分裂して独立したとき、新しいインドは、原加盟国と同じ国際法主体と考えられたが、パキスタンは、本条のもとで新規加盟の手続

を要求された。加盟国の分裂で新国家が形成される将来の場合に適用される規則を指示することを要請された第六（法律）委員会は、同年一〇月八日、次のように回答した。^①①加盟国である国は、憲法または国境を変更したというだけの理由で、加盟国であることをやめないと推定される。②新国家が創設されるとき、国連加盟国の一員を形成していたかどうかにかかわりなく、それは、憲章に従つて正式に加盟を承認されない限り、加盟国地位を請求できない。^③

そして、パキスタンからバングラデシュが分離したさい、パキスタンが加盟国地位を保持したのに対し、バングラデシュは、一九七四年九月、本条のもとで、新国家として、加盟を承認された。また、バルト三国すなわちエストニア、ラトビアおよびリトニアは、ソ連邦から脱退した後、一九九一年九月、本条のもとで、加盟を承認された。さらに、チエコおよびスロバキア連邦共和国代表は、同連邦が一九九二年一二月三一日をもつて終了するので、二共和国は本条のもとで加盟を申請すると、安保理事会に通告した。二共和国は、本条の加盟手続に従つて、一九九三年一月、加盟を承認された。^④

これとは逆に、合併の場合としてあげられるのが、タンガニーカ・ザンジバルである。すなわち、タンガニーカは、一九六一年に国連に加盟し、ザンジバルは、六三年に加盟していた。両国は、タンガニーカ・ザンジバル連合共和国の名のもとで、六四年四月二六日、一つの主権国家となつたから、同共和国がいまや单一の国連加盟国であることに留意するよう要請するという口上書を受けとつた事務総長は、同共和国が单一の国連加盟国であるという公文を、五月一四日、国連全加盟国、国連の主要機関・補助機関・専門機関等に送つた。同共和国が国名をタンザニア連合共和国に変更したのは、同年一〇月であった。^⑤

一九五八年にエジプトおよびシリアはアラブ連合共和国を形成したが、ともに原加盟国である複数国家が合併し

た場合、本条所定の手続は必要でなく、通告だけで加盟国の地位を認められた。ともに新規加盟国であるタンガニーカおよびザンジバルが合併した場合も、同様であって、通告だけで加盟国の地位を認められた。

四 インドネシアは、自國が承認せず、自國とのあいだに紛争が絶えなかつたマレーシアが安保理事会非常任理事国に当選したため、国連から「脱退する (withdraw)」ことに決定したと、一九六五年一月二〇日付書簡で事務総長に通告した。事務総長は、インドネシアが引き起⁽³⁷⁾した情勢に関して、憲章に明示的な規定はないが、国連との「完全な協力を回復する (resume full co-operation)」ことを希望すると回答した。駐米インドネシア大使は、事務総長に対し、インドネシア政府は国連との完全な協力を回復することに決定したと、六六年九月一九日、電報で連絡した。九月二八日、総会議長は、インドネシアは、最近の不在を「脱退」ではなく「協力の停止 (cessation of co-operation)」と考えているようであると述べた。このように、インドネシアは、当初、自國の行動を「脱退」としていたが、国連がそれを「協力の停止」として扱つてゐるうち、これに同調するようになり、本条によらないで、加盟国の地位を回復した。⁽³⁸⁾

五 ミニ国家⁽³⁹⁾は、すでに国際連盟の時代から問題になつてゐた。たとえば、一九二〇年の第一回総会に加盟申請をした一四カ国のうち、ルクセンブルクは、連盟規約の義務を受諾するため、その伝統的中立を放棄すると正式に宣言したので、その国土の面積を問題とされず、加盟を承認された。しかし、リヒテンシュタインは、ほんの数千人の人口では加盟国として小さ過ぎ、規約の義務を遂行する地位にあるとは思われないという理由で、加盟を拒否された。

国連は、大小さまざま「加盟国の主権平等の原則に基盤をおいている」(第一条一項)。人口一二億の中国も、五万のセントクリストファー・ネビスも、同じ一票をもつて、国連(とくに総会)の活動に参加する。⁽⁴⁰⁾

一九六五年、人口一一万（当時）のモルディブが加盟して以来、国連では、ミニ国家の問題が論議されるようになつた。ミニ国家が、本条一項でいう憲章義務を履行する「意思」をもつにしても、履行する「能力」をもつかどうかは、疑わしい。とりわけ、ミニ国家にとって問題なのは、分担金の支払い能力である。率が僅かであつても、ミニ国家にとって相当な負担になることは、想像にかたくない。なお、人口一〇万のトンガおよび一万のナウルは、国連外にとどまつていたが、一九九九年、国連に加盟した。⁽⁴¹⁾

六 対日平和条約前文には、「日本国としては、国際連合への加盟を申請する」という方針が掲げられたが、同条約が一九五二年四月二八日に発効すると、同年六月四日に国会の承認を得た後、六月一六日付憲章義務受諾宣言を添付して、同日付事務総長宛岡崎外相書簡の形で、正式に加盟を申請した。日本の加盟申請は、九月一八日の安保理事会において、一〇理事国が賛成したにもかかわらず、ソ連が拒否権行使したため、否決された。しかし、一二月二一日、総会は、日本が憲章第四条の意味における平和愛好国であり、憲章の義務を履行する意思および能力を有することを認めて、国連加盟を承認すべきであると決定し、安保理事会がこの決定をテイク・ノートするよう要請するという決議六二〇〇B（VII）を採択した。一九五三年および五四年、安保理事会は、加盟問題を討議しなかつた。⁽⁴²⁾

一九五五年になると、日本を含む一八カ国の一括加盟が提案された。ただし、一括加盟といつても、一九四八年の勧告的意見に反しないよう、投票は、別々に行なうものと了解された。しかし、安保理事会では、一二月一三日、中国がモンゴルに拒否権行使したため、ソ連は、すべての自由諸国に拒否権行使した。翌一四日、ソ連は、日本およびモンゴルを除く一六カ国の加盟を提案した。これに対し、アメリカは、日本を加えた一七カ国の加盟を提案したが、ソ連は、日本についてのみ、拒否権行使した。こうして、一六カ国の加盟が実現したが、日本

は、モノ×カルと抱きあわせで、加盟を拒否された⁽⁴³⁾。

しかし、一九五六年一〇月一九日に署名された日ソ共同宣言では、ソ連は「国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする」と明記された（四項）。その結果、日本の単独加盟決議案は、同宣言が発効した一月二一日、安保理事会で全会一致採択された。また、一八日、総会においても、全会一致、日本の加盟承認決議案が採択され、ハハビン日本は、八〇番目の国連加盟国となるに至った⁽⁴⁴⁾。一九五六年以降、加盟問題は政治的にそれほど重要でなくなつたとされる⁽⁴⁵⁾。

- (1) 岩川光「国連加入問題に関する国際司法裁判所の勧告的意見」〔国際法外交雑誌〕五〇巻一一号（昭和二十六年）二ページ。同「国際連合の加入問題」〔国際連合の十年〕（昭和三一年）一四一ページ。『ロマハテール』一四五ページは、本文が「憲章中の最も重要な規定の一つであることはこゝまでもやめな」ことを明記する。
- (2) 田畠良一『国際連合憲章の研究』（昭和二四年）一一〇ページ。Simma 159.
- (3) UNCIO VII 324.
- (4) Ibid 325.
- (5) Ibid 325-326.
- (6) Ibid 327; 高野雄一『国際組織法（新版）』（昭和五〇年）一四〇ページ。
- (7) YUN 1946-47 20-21; 外務省国際協力局第一課編『新加盟国承認問題の経緯』（昭和二九年）七ページ。『ロマハテール』一一五二二ページ。
- (8) YUN 1946-47 5.
- (9) E. Luard A History of the United Nations 1 (1982) 64.
- (10) YUN 1946-47 21; 外務省国際協力局第一課編・前掲・八一一页。
- (11) H. Kelsen The Law of the United Nations (1964) 67; Rules of Procedure of the General Assembly (1984) (A/52/Rev. 15) 29; 日本が国連加盟を申請したハリス、「日本国が国際連合憲章に掲げられた義務を承諾」、即ち日本国が国際連合の加

ジ。 盟国となる日から、その有するすべての手段をもつてこの義務を遂行することを約束するものである」むねの「一九五一年六月一六日付宣言を添付した。外務省国際連合局政治課編『安全保障理事会仮手続規則の註釈』（昭和五六年）九三ペー

- (12) A.·W.·ルジハスキー『新加盟国の承認』(昭和十七年) 一一七ページ。田畠茂一郎・石本泰雄編『ハハヌヅク国際法』(昭和五〇年) 二八文雑誌】五五巻五号(昭和三一年) 一一七ページ。田畠茂一郎・石本泰雄編『ハハヌヅク国際法』(昭和五〇年) 二八六ページ。『コマントール』一五一ページ。Simma 168.

(13) 『朝日新聞』昭和六〇年一月一五日によれば、スイス政府スポーツマンは、「スイスが国連に加盟すべきかどうかを問へ国民投票を来年二月に実施する」旨發表した。なぜ、スイスは、中立に置する留保を認められて、連盟には加盟してしまった。高野・前掲・一六四ページ注(五)。

(14) Kelsen *op cit* 67-68; *Rules of Procedure of the General Assembly* (1984) 29-30; 外務省国際連合政治課編・前掲・九五二一〇。

(15) Kelsen *op cit* 69-70.

(16) Luard *op cit* 361, 362; F. H. Hartmann (ed) *Basic Documents of International Relations* (1951) 251.

(17) Repertory vol I 181-182.

(18) YUN 1946-47 129-130.

(19) YUN 1950 342-344; ネッハベキー・前掲・一四二一〇。

(20) 立作太郎『国際聯盟規約譜』(昭和七年) 五一一五二一〇。

(21) A. Ross *Constitution of the United Nations* (1950) 43.

(22) YUN 1947-48 247-256; R. Higgins *The Development of International Law through the Political Organs of the United Nations* (1969) 17-18.

(23) L. M. Goodrich *The United Nations in a Changing World* (1974) 42.

(24) 田畠茂一郎『国際法』(新版) (昭和五五年) 一一一五二一〇。

(25) 田畠・前掲・一一一五二一〇四・一一一五二一〇五二一〇。

(26) 田畠・前掲・一一一五二一〇。S. B. Sohn (ed) *Cases on United Nations Law* (1956) 76-80.

- (27) Sir Humphrey Waldock "General Course on Public International Law" *Recueil des Cours* (1962-II) 152; 普川光・山本尊一
編・『憲法国際法』(昭和21年) 8回^{イニシエーション}。
- (28) *YUN 1947-48* 484-486.
- (29) International Court of Justice *Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders* (略して "ICJ Reports") 1947-48 29;
- (30) 高野謙一 編『判例研究国際司法裁判判例』(昭和50年) 1171-1174回^{イニシエーション}。
- (31) *ICJ Reports 1947-48* 60-65; 高野謙一 前掲・1175-1178回^{イニシエーション}。
- (32) 一九三一年のメキシコ、一九三一年のペニンスカ、一九四年のソ連、一九七年のノルマニア、「招請による加盟」であった。ルシナベ
キー・前掲・11-14回^{イニシエーション}。
- (33) *ICJ Reports 1950* 5-10; 高野謙一 前掲・119-121回^{イニシエーション}。
- (34) *YUN 1947-48* 39-40.
- (35) *Sirana* 167, 174-175.
- (36) *Repertory Supplement No 3* vol I 188-189.
- (37) *Ibid* 189, 190; Goodrich et al 76; 高野『国際組織法』一九三一-一九四回^{イニシエーション}。この点、「国連からの脱退は……インシエ
ナタが……事務総長に通告したのが唯一の例である」と断定した中村道説(『国際関係法辞典第2版』(平成一七年) 116
-117回^{イニシエーション})は、問題である。辞典編集委員会のチェック機能も、働かなかつたようである。インシエナシアの不在を「協力
の停止」にして扱つた国連の実行を見逃さなかつた佐藤哲夫説(『国際関係法辞典』(平成一七年) 1118ページ)のはう
が、ゲタ一であつた。
- (38) 「極小国」、「マイクロステート」などと云ふ。斎藤鎮男『国際連合の新しい潮流(改訂増補版)』(昭和五九年) 四
ページ(注) 1。
- (39) ルシナベキー・前掲・1171-1194回^{イニシエーション}。F. P. Walters *A History of the League of Nations* (1960) 122, 123.
- (40) 高野『国際組織法』一七七八回^{イニシエーション}。
- (41) 高野『国際組織法』一七九一-一七八八回^{イニシエーション}。高野謙一 前掲・1111-1115回^{イニシエーション}。
- (42) *Repertory* vol I 172, 213; 横田喜二監修『国際連合と日本』『国際連合の十年』1111-1115回^{イニシエーション}。

(43) 横田・前掲・二二二六二一三二二八ページ。

(44) 外務省情報局「わが国国連加盟の経緯」『国際連合の十年』二九〇一九一ページ。なお、モンゴルが国連に加盟したのは一九六一年一〇月二七日である。

(45) K. Herndl "Admission of a State to Membership in United Nations (Advisory Opinions)" *Encyclopedia of Public International Law* 1 (1992) 37.

第五条 権利と特権の停止

安全保障理事会の防止行動又は強制行動の対象となつた国際連合加盟国に対する停止としては、総会が、安全保障理事会の勧告に基いて、加盟国としての権利及び特権の行使を停止することができる。これらの権利及び特権の行使は、安全保障理事会が回復することができる。

1 趣旨・目的

本条の目的は、除名されていないが、防止行動または強制行動を実施している加盟国に対して、加盟国としての権利行使させないという制裁を加えることにある。防止行動または強制行動を実施している加盟国が、加盟国の権利行使するとすれば、それは、はなはだ不本意な状態である。連盟規約には、本条に該当する規定はなく、したがって、規約のもとでは、そのような状態が可能であった。憲章のもとでは、それが避けられることになつた。加盟国に対して制裁として行なわれる除名（第六条）は、この国から加盟国としての権利を奪うとともに

に、加盟国としての義務をも免れさせる。むしろ、この国を国連にとどめておいて、その権利を一時的に停止する
ほう⁽¹⁾が、適當な場合もある。

2 成立の経緯

権利および特権の停止は、ダンバートン・オーリクス提案では、第五章（総会）B節三項において、除名とともに、次とのおり規定されていた。「総会は、安全保障理事会の防止行動または強制行動の対象となつたこの機構のいずれの加盟国に対しても、安全保障理事会の勧告に基づいて、加盟国としてのなんらかの権利および特権の行使を停止する権限を与えられるべきである。こうして停止された権利および特権の行使は、安全保障理事会の決定によって回復することができる。総会は、憲章に掲げる原則に執ように違反するこの機構のいずれの加盟国をも、安全保障理事会の勧告に基づいて、この機構から除名する権限を与えられるべきである」。⁽²⁾

サンフランシスコ会議では、権利および特権の停止の問題は、かなりの議論を引き起こした。たとえば、ベルギーは、権利の停止は、加盟国を憲章の義務から解放することなく無期限に適用され、除名より効果的な統制手段であるから、権利の停止についてのみ規定するようダンバートン・オーリクス提案を改正することを提案した。これに対し、ソ連は、除名の権限は、憲章に違反した加盟国を排除することによって機構を強化するものであり、除名された加盟国も、非加盟国に課せられる安全保障義務を果たさなければならぬと論じた。こうして、ソ連など招請国の反対にもかかわらず、一旦は、除名についてのなんらかの言及は削られ、ベルギー修正案が採択された。ところが、招請国の中で、アメリカはそうでもなかつたが、ソ連は、ダンバートン・オーリクス規定の維持に熱心で

あつた。ソ連が国際連盟から除名された事実に照らすと、このことは奇妙であつたにせよ、とにかく、ソ連の主張により、除名条項は、息を吹き返した。第一委員会第二分科会は、第一委員会委員長らと合意の上、権利および特権の停止ならびに回復は、除名の手続から切り離されて、第三章（加盟国の地位）におけるべきであるという意見に達した。もともと一体であった権利停止の規定と除名の規定は、このような経過をたどつて、分離した。⁽³⁾

そして、サンフランシスコ会議が終了する九日前の一九四五年六月一七日に同分科会が採択した本条の案は、次のとおりであつた。「この機構は、いかなるときでも、安全保障理事会の防止行動または強制行動の対象となつたこの機構のいずれの加盟国に対しても、権利または特権の行使を停止することができる。これらの権利および特権の行使は、第一章一項で規定される手続に従つて回復することができる」。⁽⁴⁾

3 解釈・運用の実際

一 ある加盟国の権利および特権の行使は、その加盟国が安保理事会による「防止行動又は強制行動」の対象となつたときにのみ、停止することができるが、ここでいう「防止行動又は強制行動」については、いくつかの学説がある。まず、ロスは、「防止行動又は強制行動」を漠然と「憲章第七章に従う行動」⁽⁵⁾と解し、田岡博士も、ほぼ同様の立場をとつた。次に、横田博士は、「防止行動というのは、予防的な暫定措置（四〇条）のことであり、強制行動というのは、制裁的な強制措置（四一・四二条）のことである」と具体的に説明し、高野教授も、同様の見解を述べた。⁽⁶⁾さらに、もつと狭く、グッドリッチらは、次のように述べる。すなわち、明らかに、第五条は、安保理事会が第四一条および第四二条に規定される措置をとることを決定したときに適用されるであろう。しかし、権

利の停止がなんらか他の場合にも適当と考えられるかどうかは、疑問である。国連の記録は、この点になんの光も投げかけていない。なぜなら、権利の停止問題は総会または安保理事会で提起されたことがないからである。⁽⁹⁾これらの学説の中では、国連での実行の欠如を理由に、もっとも慎重な見解を述べるグッドリッチらの立場が、説得力に富むといえるであろう。

二 加盟国の権利停止は、防止行動または強制行動をとるという安保理事会の決定から自動的に発生するものではない。まず、安保理事会が停止を勧告しなければならないが、これには、五常任理事国の同意投票が必要である。次に、安保理事会の勧告は、総会で出席かつ投票する構成国の三分の二の多数によつて承認されなければならない（第一八条二項）。したがつて、常任理事国または常任理事国が支持する加盟国に対する権利の停止は、不可能である。権利の停止の対象となる当事国も、決定のさいに投票を認められることに注意しなければならない。⁽¹⁰⁾

ただし、権利の回復は、安保理事会だけにゆだねられる。その理由としては、安保理事会が国際の平和および安全の維持に関する主要な責任を負うこと、安保理事会がスピード的にこのような措置をとることができることがあげられる。⁽¹¹⁾

三 憲章は、停止される「権利及び特権」がなんであるかについて、規定していない。この問題は、憲章起草中に討議されることもなければ、国連自身において討議されることもなかつた。「権利及び特権」を停止された加盟国が、総会に代表を送り（投票する）権利を失うこと、三理事会のどれにも被選挙資格をもたないこと、すでに選挙されているならば、継続できないことは、明らかである。しかし、その他の多くの点について、停止の効果は、それほど明らかではない。⁽¹²⁾

本条は「権利及び特権」と表現するが、「特権」という言葉を使ったことに格別の意味はなく、単に「権利」と

だけいつても、同じであろう。⁽¹⁴⁾ また、権利も停止された加盟国は、依然、分担金の支払いその他憲章上の義務に拘束される。⁽¹⁵⁾

四 権利を停止された加盟国の地位は、権利に関する限り、国連非加盟国の地位と類似する。したがって、権利を停止された加盟国も、「自國が当事者であるいかなる紛争についても」、総会または安保理事会の注意をうながし（第三五条二項）、安保理事会におけるその紛争の討議に参加する（第三三一条）権利をもつ。⁽¹⁶⁾

同じように、権利の停止は、加盟国が国際司法裁判所を利用する権利を必ずしも奪わない。裁判所は、一定の条件のもとで、国連非加盟国にも開放されており、紛争の平和的解決手続が十分に利用されることは、国連の一般的利益にも合致する。⁽¹⁷⁾

そして、国連加盟国の地位は、ある国が信託統治地域の施政権者として指名されるための前提条件ではないから、加盟国は、権利を停止されても、信託統治地域を施政し続けることができると解釈される。日本は、国際連盟脱退後も、南洋諸島の委任統治を継続した。また、イタリアは、国連加盟前にソマリランドの信託統治を引き受けたから、この解釈が、連盟以来、一貫性をもつといえる。しかし、信託統治理事会の作業に参加する権利（とくに、投票する権利）は、制限されるであろう。⁽¹⁸⁾

特別な形の権利停止は、加盟国が分担金を延滞した場合に規定された。つまり、延滞国に対しなんらの不利益をも規定していなかつた連盟規約のもとで生じた苦境を反映して、サンフランシスコでは、いくつかの修正案が出されたが、延滞国から投票権を奪うことが合意され、それが、究極的には、憲章第一九条となつた。⁽¹⁹⁾

五 本条は、「ある種の国際連合の経費」に関し、一九六二年七月一〇日、国際司法裁判所が与えた勧告的意見⁽²⁰⁾において、第六条とともに、次のように引用されたことがある。すなわち、第五条による権利および特権の停止、

ならびに、第六条による除名について、安保理事会は勧告するだけであつて、決定するのは総会であるが、二つの機関のあいだには密接な協調関係が存在するといみられる。また、第五条および第六条による総会の決定権が、明確に防止行動または強制行動に関連するところとが、注目される。⁽²¹⁾

- (1) H. Kelsen *The Law of the United Nations* (1964) 714; 田園良一「国際連合憲章の研究」(昭和二十四年) 1111ページ。
- (2) UNCIO VII 330.
- (3) *Ibid.* 329; R. B. Russell *A History of the United Nations Charter* (1958) 852-853.
- (4) 331-332.
- (5) A. Ross *Constitution of the United Nations* (1950) 48.
- (6) 田園・前掲・1111ページ。
- (7) 横田喜三郎「国際連合」(昭和三〇年) 六七ページ。しかし、ケルゼンは、「防止行動」を第四〇条の暫定措置と解釈する「ことば」は「ほとんど不可能である」といへ。なぜなら、第四〇条は、「」の暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない」と規定するからである。Kelsen *op.cit.* 93,714.
- (8) 高野雄一「国際組織法(新版)」(昭和五〇年) 一九四ページ。
- (9) Goodrich et al 96-97; 「コマンテール」一七〇ページ。Summa 177.
- (10) Goodrich et al 97.
- (11) 高野・前掲・一九四ページ。
- (12) Goodrich et al 97.
- (13) *Ibid.*
- (14) 田園・前掲・三五ページは、加盟国代表が第一〇五条によつて享有する外交特権は、「特権及び免除」と呼ばれるが、「」の種の権利も停止されることを明らかにするため、「特権」の語が使われたとする。「コマンテール」一六六ページ。
- (15) Goodrich et al 98; 高野・前掲・一九五ページ。
- (16) Goodrich et al 97; ただし、ケルゼンは、権利を停止された加盟国は「加盟国」であり続けるから、これには非加盟国

に關する第三五条」一項も第三二二条も適用されないと述べる。その意味で、権利の停止は、加盟国を非加盟国より不利な地位に置く。Kelsen *op cit* 713.

- (17) Goodrich et al 97-98; 『ロマンテール』一九六七一六八ページ。
- (18) *Ibid* 98; 高野・前掲・一九五七八。
- (19) Russell *op cit* 854.
- (20) 高野雄一編「判例研究国際司法裁判所」(昭和四〇年) 二二八七—三九八ページ。
- (21) *Reperitory Supplement No 3 vol I 195; I. C. J. Reports 1962 163-164.*

第六条 除名

この憲章に掲げる原則に執り、違反した国際連合加盟国は、総会が、安全保障理事会の勧告に基いて、この機構から除名することが可能。

1 趣旨・目的

連盟規約は、除名に関しては、第一六条四項において、次のとおり規定していた。「聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟國ニ付テハ、聯盟理事会ニ代表セラルル他ノ一切ノ聯盟國代表者ノ聯盟理事会ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ、聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ声明スルコトヲ得」。同じ第一六条の一項から三項までは、規約に違反して戦争に訴えた連盟国に対する制裁手段が、規定されていた。四項も、その位置から考へると、規約違反の戦争を起こした連盟国に

だけ適用されそうであった。しかし、その文言から考へると、規約違反の種類は問われなかつた。⁽¹⁾

この点、憲章は、本条を、第七章ではなく、第二章においた。ダンバートン・オーカス提案では、本条の案は、総会の権限を規定する第五章におかれていた。本条が第二章におかれたことにより、憲章違反の戦争だけでなく、憲章違反一般に適用されるという趣旨が、明確になつた。⁽²⁾

2 成立の経緯

除名は、ダンバートン・オーカス提案では、第五章（総会）B節三項において、権利・特権の停止とともに、規定されていた。この問題がサンフランシスコ会議で第一委員会第二分科会に提起されたとき、除名に賛成するものは、この機構の主たる目的は、平和および安全保障であつて、普遍性ではないと述べた。すなわち、除名は、重大または執ような方法で憲章上の義務に違反した加盟国に適用される。憲章が加盟国に課されるすべての義務からある国を解放するというのは、間違いである。そのような義務が平和の維持に影響する限り、憲章上の原則によつて、その国は、非加盟国に対する種々の義務にやはり拘束される。除名は、本質的には最終的な措置であるとしても、状況次第では、再加盟の障害とはなり得ない。⁽³⁾

しかるに、除名に反対するものは、除名は普遍性の概念と両立しないと主張した。すなわち、除名は、加盟国が被除名国とのあいだの外交関係その他すべての関係を断絶することを強要し、機構と被除名国とのあいだの和解を妨げる。⁽⁴⁾

サンフランシスコ会議が終了する約一カ月前の一九四五年五月二十五日の第一委員会第二分科会では、憲章に除名

の規定を入れることは、単純多数で承認されたものの、出席し投票する委員の三分の一の支持を得るほどではなかった。その後も糾余曲折をたどつた末、まとまつた本条の案は、次のとおりであった。「この機構は、憲章に掲げる原則に執ように違反したいかなる加盟国をも、この機構から除名することができる」。⁽⁵⁾

3 解釈・運用の実際

一 除名の前提条件は、規約では「聯盟ノ約束ニ違反シタル」場合であつたのに対し、憲章では「この憲章に掲げる原則に執よう、うに違反した」場合である。したがつて、憲章のほうが、規約よりも、除名の場合を狭く限定し、除名は最後の手段であることを示唆しているようである。⁽⁶⁾

しかし、この違いは、表面的なものに過ぎない。なぜなら、規約も、「聯盟ノ約束ニ違反シタル」連盟国は除名されなければならないと規定したわけではなく、「聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ声明スルコトヲ得」と規定したにとどまるからである。事実、連盟時代には無数の規約違反があつたにもかかわらず、第一六条四項は、ただ一度——一九三九年、フィンランドを攻撃したソ連に対し——適用されたに過ぎない。⁽⁷⁾

また、除名は、憲章のあらゆる種類の違反に結びつけられる制裁ではなく、第二条に規定される「原則」にのみ関連するようである。しかし、これらの「原則」の一つ、第二条二項は、「すべての加盟国は……」の憲章に従つて負つている義務 (obligations) を……履行しなければならない」と規定しているから、憲章で確立されたどれかの義務の執ような違反は、除名をともなうであろう。⁽⁸⁾

そして、「執よう、うに違反した」については、国連が「違反を中止するよう」に要求したにかかるらず、おそらくた

びたび要求したにかかわらず、いぜんとして違反をつけ、またはくりかえしているような場合である⁽⁹⁾「と解する

説があるが、「執よう」⁽¹⁰⁾といふ言葉の解釈は、本条を適用する機関、すなわち、安保理事会および総会の仕事である。

二 規約では、除名の権限はもっぱら理事会に与えられ、除名決議には、除名が問題となつた連盟国を除く全会一致の賛成が、必要であった。除名が問題となつた連盟国が理事会に出席しても、その投票はカウントされなかつた⁽¹¹⁾。

しかるに、憲章では、加盟および権利の停止の場合と同じように、除名には、総会に出席かつ投票する構成国の三分の二の多数が必要であり（第一八条二項）、しかも、その前提には、安保理事会の勧告が成立していなければならぬ。そして、除名は非手続事項として拒否権が発動され得るから、常任理事国または常任理事国が支持する加盟国は、除名に対し保護されることになる。

三 本条を適用されて、除名された加盟国はないが、本条は、南アフリカのアパルトヘイト政策を非難する一九六二年一一月の総会決議一七六一（XIV）の中で、次のように引用されたことがある。「制裁を含む適當な措置をとること」……および、もし必要ならば、憲章第六条のもとでの行動（action）を審議すること」を安保理事会に要請する。」のように、同決議は、「第六条のもとでの除名」といわずに、「第六条のもとでの行動」という。これは、「」の憲章に掲げる原則に執よう、に違反した」という除名基準を、同決議が引用しないで、「南アフリカ政府が国際連合憲章のもとでのその義務を継続的かつ全面的に（continued and total）無視した」と表現した」と対応するであろう。⁽¹²⁾

その後、一九七四年になると、実現はしなかつたが、南アフリカ除名が、国連で論議されるに至つた。すなわ

ち、まず、この年九月二七日の委任状委員会で、セネガルは、南アフリカ委任状の否認を提案した。ただし、セネガルは、これは国連加盟国としての南アフリカの除名ではなく、南アフリカ代表団の除名のみを意味すると述べた。委員長国フィリピンは、それにさき立つ四つの会期において、総会が南アフリカの委任状を否認してきたから、委任状委員会としては、南アフリカ委任状を否認するほかないと考えた。南アフリカ委任状を除く全委任状を承認するというセネガル提出決議案は、賛成五、反対三、棄権一で採択された。⁽¹⁴⁾ 南アフリカ委任状が委任状委員会で否認されたのは、これが初めてである。前年までは総会で委任状が否認されていたが、委任状が無効とされても、出席権は奪われないという総会議長解釈で、南アフリカは救われてきた。⁽¹⁵⁾

次いで、九月三〇日、総会は、委任状委員会報告書を、決議三一〇六(XIX)として、賛成九八、反対一三、棄権一四(日本など)で採択し、また、憲章および世界人権宣言の原則に南アフリカが絶えず違反する事態(constant violation)に照らし、国連と南アフリカの関係を検討することを安保理事会に要請するという決議三一〇七(XIX)をも、賛成一二五(日本など)、反対一(南アフリカ)、棄権九で採択した。日本は、委任状審査は手続問題であるという立場から棄権したが、実質問題では賛成にまわった。こうして開かれた安保理事会では、一〇月三〇日、第六条に従い南アフリカを直ちに除名することを総会に勧告するというケニアなど四カ国の共同提案による決議案は、アメリカ、イギリス、フランスの拒否権行使で否決された。⁽¹⁶⁾

さらに、一一月一二日、総会は、もう一度、南アフリカ委任状問題を審議した。ソマリにおいて、タンザニアは、総会は、依然、今会期の南アフリカ代表団の地位の問題に直面しているから、南アフリカ委任状を否認する九月三〇日の総会決議の効果についてガイダンスを与えることを総会議長(ブーテフリカ・アルジェリア外相)に要請した。そこで、総会議長は、総会が南アフリカ委任状を否認してきたのは、総会が南アフリカ代表団の参加を拒否し

た」とにひとしいという裁定を示した。議長裁定は、アメリカの要請によつて投票にかけられ、賛成九一、反対一二、棄権一九で支持された。⁽¹⁷⁾ 政策の是非をめぐつてなされた委任状合認に関する裁定には問題があるとして、日本は棄権した。⁽¹⁸⁾

日本は、一連の国連決議に基づいて、南アフリカとのスポーツ・文化・教育交流を行なわないこととし、このようない目的で入国しようとする南アフリカ人に入国査証を発給しない措置を、一九七四年六月一五日から実施した。また、南アフリカとのあいだでは、長年にわたつて、領事関係は開設しているものの、外交関係は開設していかつた。⁽¹⁹⁾ しかし、一九九二年一月一三日、外交関係を再開し、六月には、デクラーク大統領が、南アフリカ元首として初めて訪日した。

その後、一九九二年九月、総会は、ユーゴスラビア連邦共和国（セルビアおよびモンテネグロ）は旧ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の国連における加盟国の地位を自動的に継続できないから、国連における加盟国の地位を申請しなければならないと結論づける決議四七／一を採択した。同決議は、本条を援用しなかつた。同決議に批判的な諸国は、同決議は「事実上の除名（virtual expulsion）」にひとしいと主張した。⁽²⁰⁾

- (1) 田岡良一『国際連合憲章の研究』（昭和二十四年）二九ページ。立作太郎『国際聯盟規約論』（昭和七年）一七〇ページ。
- (2) 田岡・前掲・二〇頁。
- (3) UNCIO VII 330.
- (4) *Ibid.*
- (5) *Ibid.* 331.
- (6) Goodrich et al 99.

- (7) *Ibid.* 99; 田岡・前掲・110—111—12—。
- (8) H. Kelsen *The Law of the United Nations* (1964) 710.
- (9) 横田喜三郎『国際連合』(昭和11年) 大八ペー一六。
- (10) Kelsen *op cit* 711.
- (11) Goodrich et al 99; なほ、一九一九年一一月一四日、連盟理事会は、規約第一六条四項によれば、ソ連はみずからを連盟の外においてと理事会は認めるか、ソ連はもはや理事国でないという趣旨の決議を採択した。一四理事国中、七理事国がこの決議に賛成したが、フィンランドなど四理事国は棄権し、ソ連など三理事国は欠席した。ソ連以外の「一切ノ聯盟國代表者へ」「一致ノ表决」レジベ第一六条四項の要件がふみゆく、このよハナ「棄権」および「欠席」には、問題があつた。League of Nations *Official Journal* 1939 505—508; L. Gross "Was the Soviet Union Expelled from the League of Nations?" *American Journal of International Law* 39 (1945) 41—42.
- (12) Goodrich et al 99; ケルヒは、本条のゆゑに、非常に問題があると指摘する。なぜなら、第111条によれば、非加盟国も、安保理事会が審議している紛争の当事者であるときは、その紛争に関する討議に投票権なしで参加するよう勧誘される権利をもつが、加盟国が除名されたとしても、非加盟国として、その権利をもつからである。奇妙であるが、除名によつて失われない権利は、第五条により、加盟国としての権利を停止されて失われる」となる。Kelsen *op cit* 715.
- (13) *Repertory Supplement* No 3 vol I 196; Simma 192.
- (14) *YUN* 1974 106, 107.
- (15) 『朝日新聞』昭和四九年九月一八日夕刊。
- (16) *YUN* 1974 109, 110, 115; 『朝日新聞』昭和四九年一〇月一日夕刊。
- (17) *YUN* 1974 115, 116, 117.
- (18) 『わが外交の近況昭和五〇年版上巻』三一八ペー一六。
- (19) 前掲三七頁。松本仁一「南アの中の日本」朝日新聞昭和六〇年一〇月一四日。
- (20) Simma 193.